

《平成30年度 事業計画》

児童発達支援

1. 支援内容

受入れにあたっては親子療育の利用からスタートし、子どもの発達課題について保護者と共通理解をし、最終的に自立できる力を養えるよう療育を進めます。

(1) 親子療育

親子で通園していただき、子どもへの関わり方に悩んでおられる保護者の思いを受け止めながら、療育を通して良好な親子関係が築けるよう支援します。

(2) 単独療育

生活の基盤である家庭や並行通園先（保育所・幼稚園など）での活動に困らないよう、療育活動を通してからだづくり・情緒の安定・意思伝達の力など、集団生活に適応できる力を育て、将来の自立に向けてのベースづくりをおこないます。

2. 療育時間

(1) 平成29年度より、利用希望児の増加に伴い療育時間を9時30分から11時30分を午前療育、13時30分から15時30分を午後療育と2部制にし、待機児童の課題にも対応できました。今年度も保護者や並行通園先のニーズに合わせ、臨機応変な対応に努めます。

3. 保護者支援

(1) 個別面談の実施

- ・必要に応じて、随時三者（保護者・並行通園先・つくし園）面談を実施します。
- ・5歳児においては、就学に向けての五者面談を実施し共通理解を図ります。

※五者：保護者・並行通園先・担当保健師・アドバイザー（臨床発達心理士）・つくし園

- #### (2) 専門職種（臨床発達心理士・作業療法士等）による療育支援、保護者支援を行います。
- #### (3) 子どもの生活基盤である家庭支援を関係機関と連携しながら行います。
- #### (4) 保護者どうしの交流が図れる場を提供します。（家族の会）。

4. 関係機関との連携

- #### (1) 保護者の了解を得て、医師、心理士・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等と初期評価情報など情報共有に努めます。
- #### (2) 並行通園先との連携を密に図り、支援の情報共有に努めます。